

日本レコード協会 使用料規程【抜粋】
(令和4年4月1日実施)

第5節 放送番組等以外の送信可能化

第3節、第4節及び第7節に掲げる方法以外の方法でレコード及びレコード実演を用いた番組を送信可能化する場合（商品又は役務の広告を目的として利用する場合を除く。）の使用料は、次により算出した金額に、消費税相当額を加算した額とする。

I 包括的利用許諾契約を締結する場合

1 非オンデマンド型ストリーム送信を目的とする送信可能化

非オンデマンド型ストリーム送信を目的としてレコード及びレコード実演を用いた番組を送信可能化することについて、包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、送信内容の種別に応じて次のとおりとする。

ただし、スポーツ催事の映像を伴う番組以外にあっては、下表の条件を満たすものに限る。

	項目	内容
1	曲数制限	特定チャンネルにおける3時間の送信中、以下の何れも超えない ① 同一の商業用レコード又は配信アルバムから最大3曲 (ただし、3曲連続送信は不可) ② 同一アーティストに係るレコードは最大4曲 (ただし、4曲連続送信は不可) ③ 複数枚組の商業用レコードから最大4曲 (ただし、4曲連続送信は不可)
2	送信回数制限	同一番組の送信回数は3日間のうち、最大1回とする
3	レコード 使用時間制限	背景的使用を除くレコード使用時間が番組時間の50%以下である
4	事前告知禁止	送信するレコードの情報(曲名、アーティスト名、商品タイトル)を事前に告知しない
5	チャンネル 自動切換禁止	受信先の受信チャンネルを自動的に切り替える設定を送信者側で行わない

(1) 音声のみの番組の送信可能化（オンデマンド型ストリーム送信を伴うものを除く）

		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合
使用レコード 時間比	80%超	情報料及び広告料等収入の14.5%	1時間当たり8円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
	50%超 80%以下	情報料及び広告料等収入の10.9%	1時間当たり6円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
	20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の7.8%	1時間当たり3円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
	20%以下	情報料及び広告料等収入の3.1%	1時間当たり1円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
最低使用料		1サービスメニューあたり月額50,000円とする	

(2) 映像を伴う番組の送信可能化（2に該当しないオンデマンド型ストリーム送信を伴うものを除く）

		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合
使用レコード 時間比	50%超	情報料及び広告料等収入の8.7%	1時間当たり4.8円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
	20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の6.2%	1時間当たり2.4円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
	20%以下	情報料及び広告料等収入の2.5%	1時間当たり0.8円に番組当たり総ストリーム時間を乗じて得た額
最低使用料		1サービスメニューあたり月額50,000円とする	

2 オンデマンド型ストリーム送信を目的とする送信可能化

オンデマンド型ストリーム送信を目的としてレコード及びレコード実演を用いた番組であってスポーツ催事の映像（催事終了後1年間に限る。）を伴うものを送信可能化することについて包括的利用許諾契約を締結する場合の使用料は、次のとおりとする。

		情報料又は広告料等収入がある場合	収入がない場合
レコード使用時間比	50%超	情報料及び広告料等収入の 9.0%	1 時間当たり 9.6 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	20%超 50%以下	情報料及び広告料等収入の 7.2%	1 時間当たり 4.8 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	10%超 20%以下	情報料及び広告料等収入の 5.4%	1 時間当たり 1.6 円に番組当たり総 ストリーム時間を乗じて得た額
	10%以下	情報料及び広告料等収入の 3.6%	
最低使用料		1 サービスメニューあたり月額 100,000 円とする	

II 包括的利用許諾契約によらない場合

包括的利用許諾契約によらない場合の使用料は、I の各規定に定める最低使用料を「1 曲あたり月額 10,000 円」に読み替えて適用する。

(本節の備考)

(1) この節における用語の定義は以下のとおりとする。

① ストリーム送信

受信先の記憶装置に複製せずに利用させる配信の形式をいう。

② 非オンデマンド型ストリーム送信

番組を自動公衆送信装置に入力する方法により送信可能化する利用形態をいう。

③ オンデマンド型ストリーム送信

受信先の選択した番組を任意の時点からストリーム送信する目的で、番組を自動公衆送信装置に記録し、番組が記録された記録媒体を自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、又は番組が記録された記録媒体を自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換する方法により送信可能化する利用形態をいう。

④ 番組

ストリーム送信されるコンテンツの構成単位として一般に認識されるものをいう。

⑤ レコード使用時間比

送信可能化を行う番組の時間に対して、本協会が管理するレコード又はレ

コード実演が使用（背景的使用を含む。）される時間の割合をいう。

⑥ 総ストリーム時間

各受信者に対するストリーム時間（アクセス時間）を、全ての受信者について加算したものをいう。

⑦ サービスメニュー

ホームページ等（ネットワーク上に掲載されている情報について、1運営主体が責任を有する範囲のものをいう。）のサービスのなかで、単独のサービスとして一般に認識されるよう明示されている単位をいう。

⑧ 情報料及び広告料等収入

情報料とは、送信可能化された番組の利用の対価として、通常受信者が支払わなければならない料金（消費税を含まないもの。コンテンツ利用料、会費等いずれの名義または方法をもってするかを問わない。）をいう。

広告料等収入とは、番組の送信可能化にあたり情報料以外に得る収入をいい、広告料やスポンサー料等いずれの名義をもってするかを問わない。

また、情報料及び広告料等収入には、利用者が直接得る収入の他、利用者が提供するサービスにより他の者が得る収入がある場合には、その収入も使用料算定の対象とする。

⑨ スポーツ催事

個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動を目的とする催事であって、国、地方公共団体その他の公法人、又は特殊法人、公益法人、一般社団法人、一般財団法人その他の営利を目的としない団体が主催又は後援して行われるものをいう。

(2) この節における使用料に関する取扱いは以下のとおりとする。

① 複数の規定に係る利用を併用する場合の使用料の取扱い

I 1 及び I 2 の規定に係る利用を併用する場合については、I 2 の使用料を上限とする。

② 情報料及び広告料等収入の取扱い

情報料及び広告料等収入について、1 ホームページで提供される複数のサービスごとに収入を区分して報告できない場合は、区分して報告できない収入に限り、以下の取扱いとすることができる。

(ア) ホームページ全体の総アクセス数に対する当該番組配信サービスのページのアクセス数比率（又はそれに相当するもの）を、収入全体に乗じて得た額を使用料算定の際の収入とすることができる。ただし、この場合において、証憑書類の提出を要する。

(イ) 上記（ア）の方法により難しい場合は、サービスの目的及び態様、その

他の事情に応じて利用者と協議のうえ、使用料算定の際の収入とすることができる。

附則

(実施の日)

この使用料規程のうち、「第5節 放送番組等以外の送信可能化」の規定については、令和4年4月1日から実施する。